

改葬許可申請について

改葬とは、墓地または納骨堂（以下「墓地等」とする）に埋蔵された遺骨を、他の墓地等に移すことをいいます。

八戸市内の墓地等から他の墓地等へ改葬する場合は、八戸市の改葬許可証が必要です。
「改葬許可証」は無料です。

改葬を行う場合は、以下の手順で行ってください。

1. 市民課から、「改葬許可申請書」の用紙を受け取ってください。
2. 記入例を参考にして、申請書に必要事項を記入してください。
3. 墓地等の管理者から埋葬等の事実の証明（用紙裏面）を受けてください。
4. 市民課に申請書を提出し、「改葬許可証」の交付を受けてください。
5. 埋蔵されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提出し、遺骨を出してください。
6. 改葬先の墓地等の管理者に「改葬許可証」を提出してから、遺骨を埋蔵してください。

改葬許可が必要ない場合は、次のとおりです。

1. 遺骨の一部を他の墓地等にうつす場合。（分骨）
※ その際は、墓地等の管理者から「埋蔵または収蔵に関する証明書」の発行を受けて、移動先の墓地等の管理者に提出してください。
2. 一度土葬した遺体を、火葬した上で、遺骨を同じお墓に埋蔵する場合。
※ その際は、市民課へ火葬の申し込みをして、火葬許可証の交付を受けてください。

担当 八戸市市民環境部市民課 窓口グループ
〒031-8686
青森県八戸市内丸一丁目1番1号
TEL 0178(43)2111 内線(2620)
FAX 0178(46)1517

《記入例》

許可第 号

改葬許可申請書

(宛先) 八戸市長

課長 復専決		G L	主幹	主査	課員	申請 令和 2年 4月 1日	
死 亡 者	氏 名	性別	本 籍	死亡年月日	埋・火葬の場所	申請者 との続柄	
			住 所	埋・火葬年月日			
	八戸 太郎	男	八戸市内丸一丁目1番	明・大・昭・平 14・ 2・ 28	八戸市大字十日市 字姥岩 4番地	父	
		女	八戸市内丸一丁目1番1号	明・大・昭・平 14・ 3・ 1			
	八戸 花子	男	八戸市内丸一丁目1番	明・大・昭・平 20・ 8・ 8	八戸市大字十日市 字姥岩 4番地	母	
		女	八戸市内丸一丁目1番1号	明・大・昭・平 20・ 8・ 20			
	以下余白	男		明・大・昭・平			
		女		明・大・昭・平			
		男	ア	明・大・昭・平	イ		
		女		明・大・昭・平			
	男		明・大・昭・平				
	女		明・大・昭・平				
	男		明・大・昭・平				
	女		明・大・昭・平				
	男		明・大・昭・平				
	女		明・大・昭・平				
	男		明・大・昭・平				
	女		明・大・昭・平				
改	理 由	☐ 墳墓の取得 ☒ 墓地の移転 ☐ その他（ ）					
葬	場 所	八戸市東霊園 八戸市湊高台八丁目170番地2					
申	住 所	八戸市内丸一丁目1番1号					
請	氏 名	八戸 一郎					
者	死亡者との続柄	子	墓地使用者等との関係	本人			ウ

○
字訂正
字削除
字加入

(裏面に、墓地(納骨堂)の管理者から証明を得た後に、市に提出してください。)

(上記記入例の説明)

- ア 死産の場合は、氏名・本籍・住所・および死亡年月日の欄に、それぞれ父母の氏名・父母の本籍・父母の住所および分べん年月日を記入してください。
- イ 死亡者を火葬している場合は、「埋・火葬の場所」に火葬場所を記入し、「埋・火葬年月日」に火葬年月日を記入してください。(埋葬は土葬の法律用語です。)

ウ 申請者が墓地使用者等の本人でない場合は、墓地使用者等からの改葬についての承諾書が必要になります。(用紙裏面に記載)

※ かなり時間が経っている遺骨で、調査しても不明な箇所は、「不詳」と記入してください。

埋葬等の事実の証明（用紙裏面）

墓地等の管理者から埋葬または焼骨の埋蔵（納骨）事実の証明をもらってください。
（名称・住所および記名押印）

※ 不明な箇所がある場合は、改葬もとの墓地等の管理者にご相談ください。

申請のとおり、埋葬または焼骨の埋蔵（納骨）の事実を証明する。

令和 2年 4月 1日

名 称 ○○霊園

住 所 八戸市大字○○字○○1番地

墓地（納骨堂）管理者氏名

内丸 一

印

申請者が墓地使用者等本人でない場合の承諾書（用紙裏面）記入例

※ 表面の申請者が、墓地使用者等でない場合は、下記の承諾書に記入が必要です。

改葬許可申請の承諾書

申請のとおり、死亡者の改葬を承諾します。

令和 2年 4月 1日

住 所 八戸市内丸一丁目1番1号

墓地使用者等 氏名

八戸 一郎

印